

第7章 広報活動

第1節 高校生・大学生等に対する周知

労働基準関係法令に抵触する環境でアルバイトをさせる、いわゆる「ブラックバイト」が社会問題となるなど、若者を取り巻く労働環境が厳しくなっていることから、労働委員会制度の周知の一環として、労働委員が大学、専修学校等に出向いて、職場での労働トラブルの未然防止に役立つ講義を実施した。講義では質問を受けたり、アンケートを実施したりして、労働相談にも対応している。

松山東雲女子大学・松山東雲短期大学、松山歯科衛生士専門学校でのセミナーについては、TVニュースで報道された。

また、県内大学等に対し、セミナー・出張授業の案内や学生向けの周知用チラシの配布を行った。

1 大学等でのセミナー・出張相談・出張授業

大学等	日時	出席者	内容	講師
愛媛中央産業技術専門学校	R5.1.13 (金) 11:30~12:20 (50分)	訓練生 (約30名)	労働トラブル 予防セミナー	(使)柴田委員
松山東雲女子大学・松山東雲短期大学	R5.5.16 (火) 9:20~10:05 (45分)	1年生 (約160名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)村田会長
愛媛大学 法文学部	R5.6.21 (水) 19:40~21:10 (90分)	学生 (348名)	労働トラブル 予防セミナー (オンライン 非同期型、1 週間視聴可)	(公)小田委員
	R5.6.22 (木) 12:40~14:10 (90分)			
松山歯科衛生士専門学校	R5.6.28 (水) 13:10~14:40 (90分)	1年生 (41名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)小田委員
愛媛大学 医学部	R5.6.30 (金) 13:00~14:30 (90分)	1年生 (約100名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)小田委員
松山大学 経営学部	R5.11.29 (水) 16:00~17:10 (70分)	主に3年生 (約80名)	労働トラブル 予防セミナー	(公)村田会長

2 団体等でのセミナー・出張相談・出前授業

団体等	日時	出席者	内容	講師
愛媛県身体障害者団体連合会リーダー養成研修会	R5.9.3(日) 13:30~14:45 (講話50分) (質疑10分) (個別相談15分)	研修生等 (約40名)	職場のトラブル 労働相談	筒井事務局長 (※村田会長の都合により当日変更)

第2節 「個別労働関係紛争処理制度」の周知

1 「個別労働関係紛争処理制度」周知月間の取組

就業形態の多様化や労働組合の組織率の低下等に伴い、増加している個別的労使紛争の解決に関する制度の周知を図るため、平成21年度から全国の労働委員会と連携し、毎年10月を「個別労働関係紛争処理制度」の周知月間と定め、各種のPR活動を行っている。

令和5年は、期間中、「労働相談」及び「夜間電話相談」を実施するとともに、各報道機関への資料提供、SNSを含む県広報媒体の活用、関係機関等におけるポスター掲示やリーフレット配置など、制度周知のためのPR活動を重点的に行った。

○ 労働相談（しっかりサポート労働相談）

日時	R5.10.13(金) 14:15~15:30
相談者	1名
相談員	(公)村田会長 (労)中塚委員 (使)八塚委員

○ 夜間電話相談（こんばんは労働相談）

日時	R5.10.3(火)、19(木) 17:15~20:00
相談者	3名
相談員	事務局職員

2 その他の取組

年間を通じた周知活動の一環として、1月に県内コンビニエンスストアに設置されている銀行ATM(118台)の広告用ディスプレイに広告を掲載した。また、平成28年度から12月を重点相談月間として、相談窓口の周知を図っており、令和5年は、「夜間電話相談」を実施したほか、県内のコンビニ約400店舗の県政広報コーナーでのチラシの配布、県内大学等に対しセミナー・出前授業の案内等を行った。

○ 夜間電話相談（こんばんは労働相談）

日時	R5.12.18(月) 17:15~20:00
相談者	0名
相談員	事務局職員